

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(病院の人員の基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第1号の条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(病院の人員の基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第1号の条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 病床数100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>